

2020年 11月 4日

タイ投資委員会BOI

会議による  
決議

# 新設 新投資奨励新対象業種 3 業種

- 高齢者向け病院
- 高齢者介護サービス
- 臨床研究 (CLINICAL TRIAL)

## 復活 2 業種

● 電動輸送機器(EV)

● 原材料、部品、および半製品の  
国際調達事務所  
(International Procurement Office: IPO)

## 申請期限延長 + 改正

● 生産効率向上措置

2022年12月まで申請期限延長



# BOI

## 3つの 新たな 事業への 恩典を開始

### タイがメディカルハブとなるべくの推進

#### 1 高齢者向け病院

法人所得税免除

5年間



#### 2 高齢者および一般向け介護サービスセンター

法人所得税免除

3年間



#### 3 臨床研究

2つの小事業を含む。

1 委託研究機関 (CRO)

2 臨床研究センター (CRC)

法人所得税免除

8年間

(上限なし)





# タイ投資委員会 (BOI) は 電動輸送機器に係る恩典を復活

## 1 電気自動車の製造 (BEV、PHEV および HEV)



1  
投資規模が  
50億  
バーツ以上

BEV: 法人所得税 8年間 + 免除  
研究開発がある場合、最高11年間まで法人所得税を免除

PHEV: 法人所得税 3年間 免除

HEV: 法人所得税免除の対象外

2  
投資規模が  
50億  
バーツ未満

BEV: 法人所得税 3年間 + 免除  
研究開発がある場合、最高11年間まで法人所得税を免除

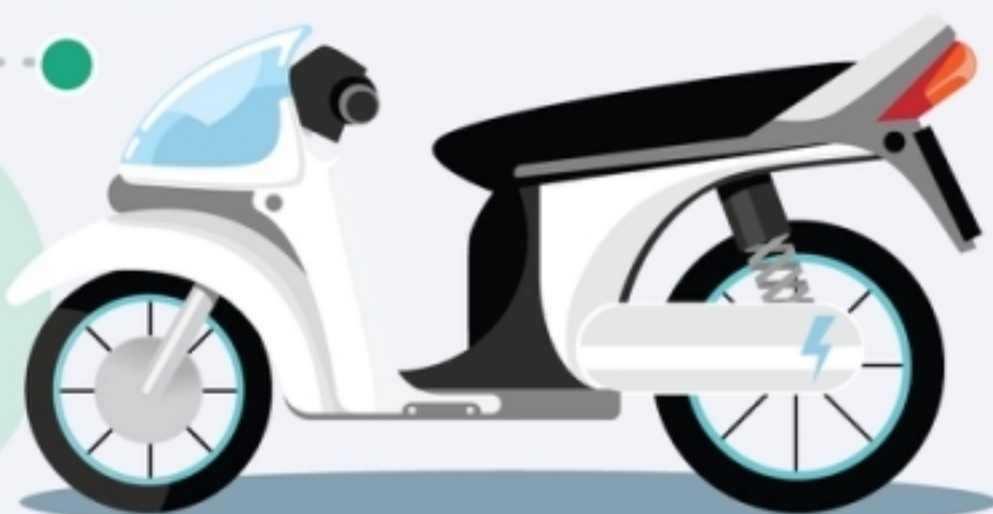
PHEV: 法人所得税 3年間 免除

HEV: 法人所得税免除の対象外

## 2 バッテリー型 電気バイクの 製造事業

法人所得税  
免除

3年間



※指定の基準に満たせた場合、最高11年間まで法人所得税を免除

## 4 バッテリー型電気バス・ 電気トラックの製造事業

法人所得税  
免除

3年間



※指定の基準に満たせた場合、最高10年間まで法人所得税を免除

## 3 バッテリー型電気 三輪車の製造事業

法人所得税  
免除

3年間



※指定の基準に満たせた場合、最高10年間まで法人所得税を免除

## 5 造船または船舶の 修理事業の改定

電気駆動システムを  
搭載している船まで奨励をする。

法人所得税  
免除

8年間



### 電気自動車用部品および 備品の製造事業の改定

#### 4つの主要部品を追加

1. 高電圧ハーネス (High Voltage Harness)
2. 減速ギア (Reduction Gear)
3. バッテリー冷却システム (Battery Cooling System)
4. 回生ブレーキシステム (Regenerative Braking System)





## 国際調達事務所

IPO (International Procurement Office)

製造業者に対して原材料、部品、  
半製品の調達管理を支援。

製造者の  
売買業務に  
便宜を図る

製造  
コストを  
低減

購入者と  
販売者を  
連携

タイ  
国内での  
雇用を増加

## 投資奨励条件

1

製造業用の原材料、部品  
および半製品の調達であること。

2

倉庫を所有する、または借りること。  
また、コンピュータシステムによる  
商品管理システムを有すること。

3

商品の調達を始め、品質検査及び梱包  
業務などを有すること。

4

タイ国内を含む複数の調達先を有すること。

5

タイ国内の卸売りおよび/または  
海外への輸出であること

6

払込登録資本金が1,000万バーツ以上であること。

機械の輸入税を  
免除

輸出向け製造用  
の原材料および  
必要資材の  
輸入税を免税

恩典

税制以外  
の恩典



# BOI

## 効率向上措置

★ 本措置に基づく奨励申請の

# 期間延長



★ 対象措置 **改定**

## 「国際的持続可能基準向上」

農業以外の他の産業を含める。例えば、

- ▶ 食品安全管理システム規格 (ISO 22000)
- ▶ 持続可能な森林マ管理システム規格 (ISO 14061)



効率向上措置の下の

# 5

つの措置

- 1 省エネ、代替エネルギー使用、環境負荷軽減
- 2 機械入れ替え
- 3 研究開発またはエンジニアリングデザイン
- 4 国際的持続可能基準向上
- 5 デジタル技術使用

## 恩典

効率向上のための投資金額の

# 50%

を上限とした法人  
所得税の免除。

3年間  
継続



# BOI は生産能力向上措置に デジタル技術使用を**追加**

生産・サービスを含めて企業運営・管理に  
デジタル技術の使用を推進すべく



## 必要条件

- ◆ 被奨励事業か否かにかかわらず、  
既に操業している事業であること。  
但し、法人所得税免除恩典の取得対象業種に限る。
- ◆ 投資金額は100万バーツ以上、  
SMEsの場合は50万バーツ以上とする。  
(土地代および運転資金を除く)
- ◆ 機械または設備に投資する必要なく、  
タル技術使用計画を提出すること。例えば

申請期限

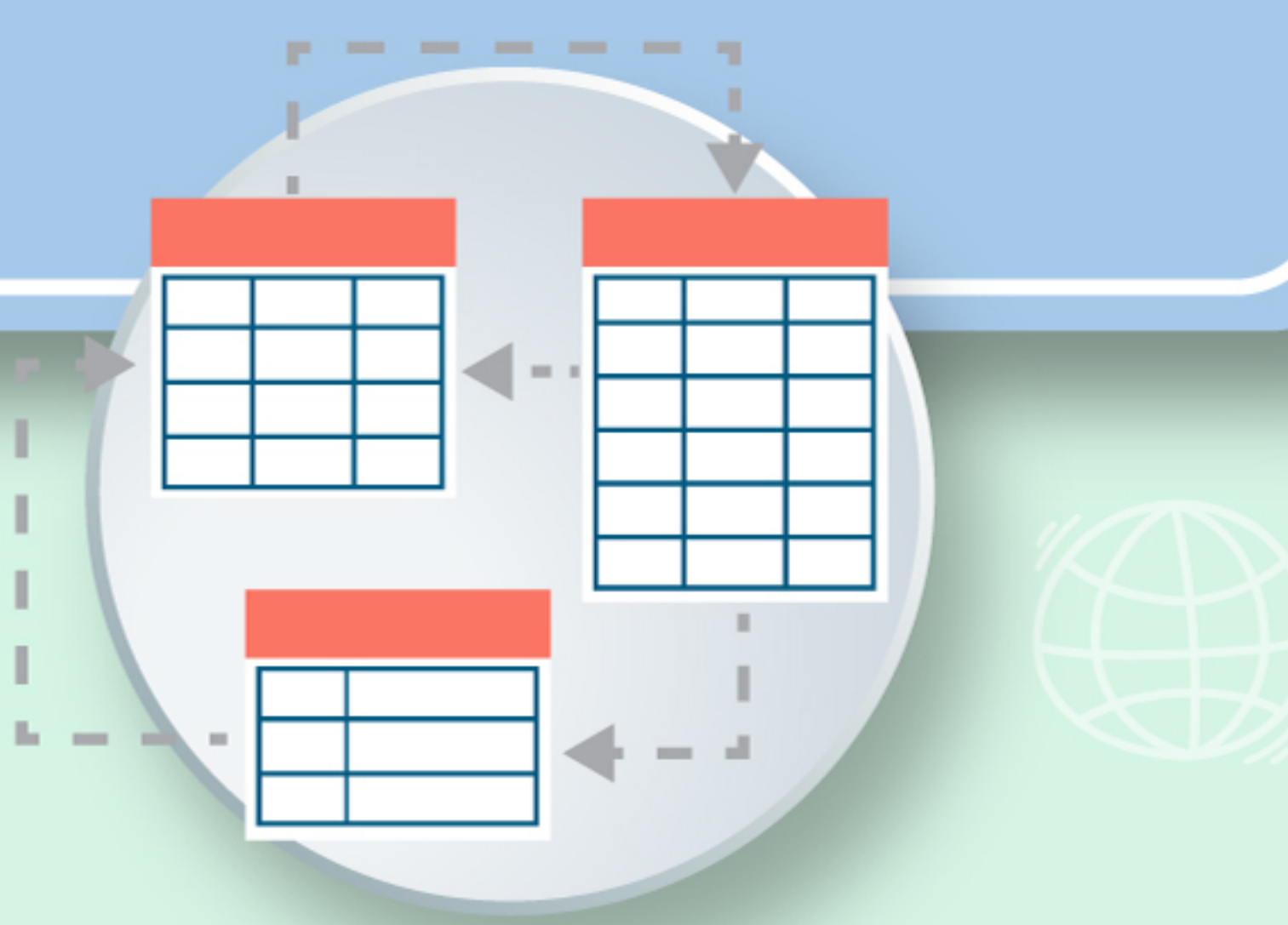
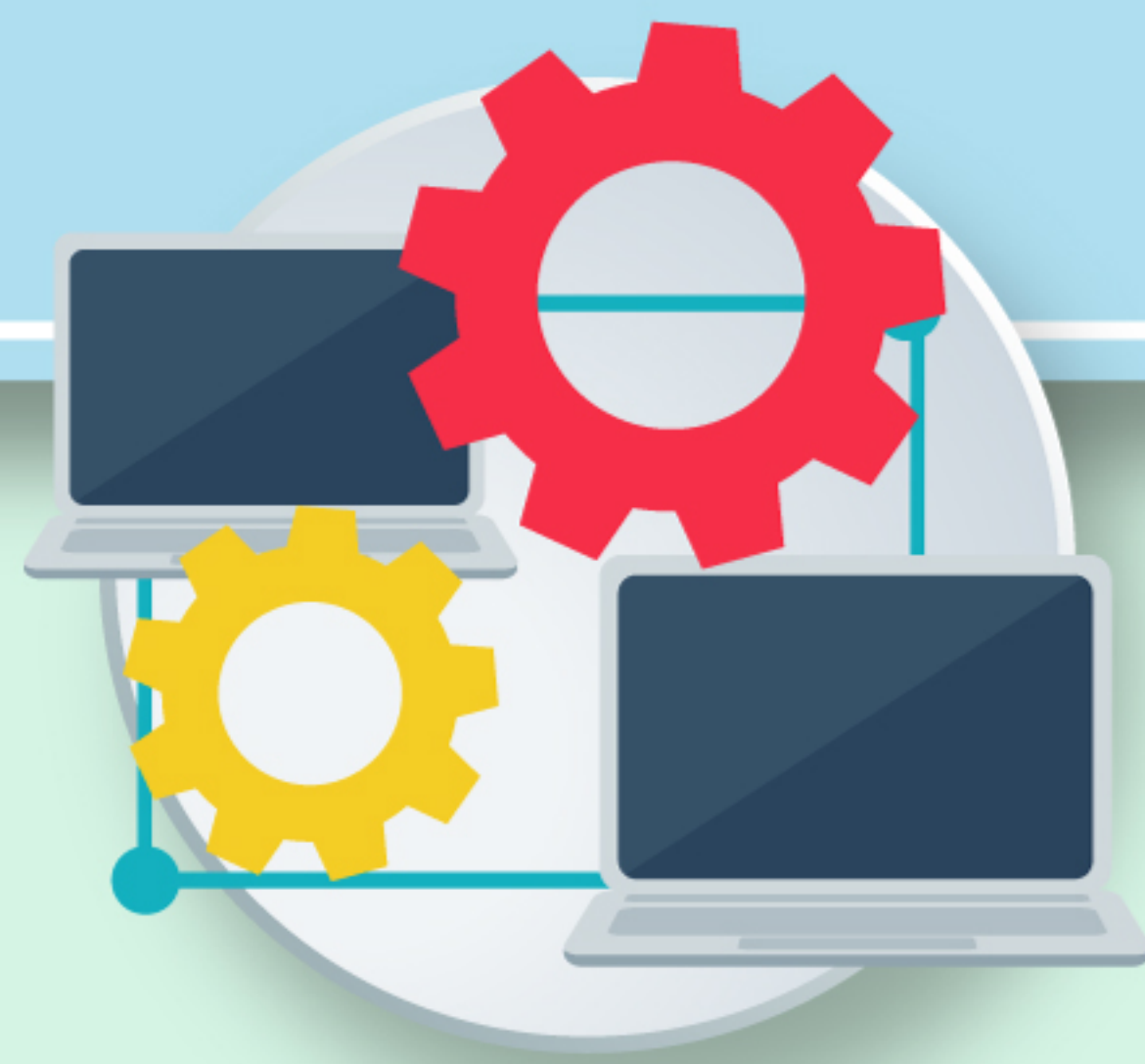
2022年の最終  
営業日まで

事業の資源を管理する  
ようなソフトウェア  
またはその他の  
情報システムの導入

人工知能(AI)、  
機械学習の活用

ビッグデータの導入  
またはデータ分析  
(Data Analytics)

National e-Payment  
システムにアクセスする  
ためのソフトウェアまたは  
情報システムの導入



## 恩典



**3年間**  
にわたり

生産効率向上の  
ための投資金額の  
**50%**  
を上限として

法人所  
得税を  
免除する。



# BOI 投資促進措置 2021年

対象産業への投資を促進するべく

2021年の初日営業日より  
2021年の最終営業日まで  
提出される奨励申請書に適用される。

## 必要条件

- ✦ ターゲット事業を (A1-A3グループ事業) 行っていること。
- ✦ 奨励証書発給後12か月以内に実際の投資金額が10億バーツを超えること。
- ✦ 奨励受理回答および奨励証書発給の過程において期間延長の申請は認められない。

通常の恩典に加えて  
5年間にわたり  
法人所得税を  
**50%**  
減税する。

